

令和7年4月1日

関東運輸局

東海汽船株式会社に対して命令を発出しました**～船員法第101条第1項及び海上運送法第19条第2項に基づく行政処分～**

関東運輸局では、東海汽船株式会社及び同社所有船に対して、令和6年11月以降、船員法第107条及び海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施してまいりました。

その結果、労働時間限度超過や、長期にわたり非常の場合のために必要な操練が適切に実施されていないなど、複数の船員法違反があることを確認するとともに、これらの違反に関連し、海上運送法に基づき同社が定める安全管理規程が遵守されていないことを確認いたしました。

このため、本日4月1日付けで下記の通り、船員法第101条第1項に基づく「是正命令」及び海上運送法第19条第2項に基づく「輸送の安全の確保に関する命令」を行いましたので、お知らせいたします。

今後、同社において早期に全社的な改善策が講じられ、永続的かつ不可逆的に改善が図られるよう、引き続き、厳格に指導監督を行ってまいります。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：東海汽船株式会社

所在地：東京都港区海岸1-16-1

代表者名：代表取締役社長 山崎 潤一

2. 船員法第101条第1項に基づく是正命令について

「命令の内容」及び「命令の原因となった事実」等については、別添1参照

3. 海上運送法第19条第2項に基づく輸送の安全の確保に関する命令について

「命令の内容」及び「命令の原因となった事実」等については、別添2参照

<問い合わせ先>

関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官 鳶生、中村、神谷、金子

TEL:045-211-7230 FAX:045-201-8794

【配布先】横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

船員法第 101 条第 1 項に基づく是正命令について

1. 発出年月日

令和 7 年 4 月 1 日（火）

2. 処分対象事業者

事業者名：東海汽船株式会社

所在地：東京都港区海岸 1－16－1

代表者名：代表取締役社長 山崎 潤一

3. 命令の内容

- ① 労働時間の上限を遵守すること。
- ② 旅客船に、旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませないこと。
- ③ 高速船に、船舶の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませないこと。
- ④ 船員法第 14 条の 3 第 2 項の規定に従った操練が実施されるよう、また、航海日誌に虚偽のない記載がされるよう、全社的に改善を図ること。
- ⑤ 法令遵守のため、全社的な改善策を講じ、命令の日から 30 日以内に改善策を報告すること。

4. 命令の原因となった事実

- ① 船舶所有者は、令和 6 年 6 月から同年 9 月の間、大多数の船員を労働時間の限度（1 日当たり 14 時間または 1 週間当たり 72 時間）を超えて作業に従事させたこと。（船員法第 65 条の 2 第 3 項違反）
- ② 船舶所有者は、長期にわたり、旅客船に、旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませたこと。（船員法第 118 条の 2 違反）
- ③ 船舶所有者は、長期にわたり、高速船に、船舶の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませたこと。（船員法第 118 条の 3 違反）

- ④ 船長は、長期にわたり、非常の場合のために必要な海員に対する操練について、船員法第 14 条の 3 第 2 項の規定に従った内容及び頻度により実施しなかったこと。(船員法第 14 条の 3 第 2 項違反)
- ⑤ 船長は、長期にわたり、船内に備え置く航海日誌において、実際には操練を実施していない場合においても、操練を実施した旨の虚偽の記載をしたこと。
(船員法第 126 条第 1 項第 5 号違反)

海上運送法第 19 条第 2 項に基づく輸送の安全の確保に関する命令について

1. 発出年月日

令和 7 年 4 月 1 日（火）

2. 処分対象事業者

事業者名：東海汽船株式会社

所在地：東京都港区海岸 1－16－1

代表者名：代表取締役社長 山崎 潤一

3. 命令の内容

別紙に係る措置について令和 7 年 5 月 1 日（木）までに文書により報告すること。

4. 命令の原因となった事実

- ① 安全管理規程第 4 条に基づく経営トップの主体的関与について、社長は、関係法令及び安全管理規程の遵守及び安全最優先の原則の徹底について適切に関与し、会社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すべきところ、全社的かつ長期にわたり、船員法第 14 条の 3 第 2 項に基づく操練が適切に実施されておらず、更には、その事実を隠蔽するための操練実施記録の不実記載が全社的に横行していた等、経営トップとしての主体的関与がなされていなかった。
- ② 安全管理規程第 17 条に基づく安全統括管理者の職務及び権限について、安全統括管理者は、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底して、安全管理規程の遵守を確実にすべきところ、全社的かつ長期にわたり、船員法第 14 条の 3 第 2 項に基づく操練が適切に実施されておらず、更には、その事実を隠蔽するための操練実施記録の不実記載が全社的に横行していた等、安全統括管理者としての職務及び権限を果たせていなかった。
- ③ 安全管理規程第 18 条に基づく運航管理者の職務及び権限について、運航管理者は、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図るべきところ、全社的かつ長期にわたり、船員法第 14 条の 3 第 2 項に基づく操練が適切に実施されておらず、更には、その事実を隠蔽するための操練実施記録の不実記載が全社的に横行していた等、運航管理者としての職務及び権限を果たせていなかった。

- ④ 安全管理規程第23条に基づく配乗計画の作成及び改定について、運航管理者は、船員法第118条の2及び第118条の3に定める教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り込ませる等、乗組員を配乗するにあたり、輸送の安全の確保上必要な教育訓練の実施状況について確認することを怠っていた。
- ⑤ 安全管理規程第51条に基づく操練について、船長は、実際には操練を実施していない場合においても、船舶に備置した航海日誌には操練を実施した旨の虚偽の記載をし、また本社の運航管理者あてには、操練を実施した旨の虚偽の報告をしていた。

5. 当該事業者に対する違反点数付与状況

別紙の通り。

6. 当該事業者が保有する航路等（出典：東海汽船 HP）

<https://www.tokaikisen.co.jp/boarding/searoute/pdf/searoute.pdf>



(別紙)

番号	命 令 事 項	違反点数			適 用
		東京 ～八丈島 (関東 110)	東京～大島 ～神津島 (関東 125)	熱海 ～大島 (関東 142)	
①	経営トップは、法令に違反した事実に対する永続的かつ不可逆的な再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立すること。また、安全管理規程第4条に基づき、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。	1 点	2 点※	1 点	経営トップの主体的関与なし
②	安全統括管理者は、法令に違反した事実に関して永続的かつ不可逆的に再発防止を図るべく、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。	2 点	4 点※	4 点※	安全統括管理者の職務・権限違反
③	運航管理者は、法令に違反した事実に関して永続的かつ不可逆的に再発防止を図るべく、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。	2 点	4 点※	4 点※	運 航 管 理 者 の職務・権限 違反
④	運航管理者は、安全管理規程第23条に基づき、配乗計画を作成又は改定するに際して、関係法令で義務付けられた安全の確保上必要な教育訓練を修了した者を乗り組ませる等、輸送の安全の確保上必要と認められる事項について十分に検討をした上で、安全上の同意をすること。	1 点	1 点	1 点	配乗計画 1 安全性未 検討
⑤	船長は、安全管理規程第51条に基づき、船員法第14条の3第2項に基づく操練の実施状況について、事実と違わず記録をし、運航管理者に対してありのままに報告をすること。	10 点	10 点	10 点	操練の実施 及び記録 4 記録の改 ざん・不実記 載
	今回付与する違反点数計	16 点	21 点	20 点	
	違反点数の累計	16 点	32 点	28 点	

【備 考】

- ①「違反点数」については、「人の運送をする船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和6年3月29日付け国海安第183号、国海内第199号、国海外第700号 国土交通省海事局長通達、以下「処分基準」という。）による。
- ②「違反点数」欄のうち、「※」印が付いている点数は、処分基準1（3）に基づき、「再違反」の違反点数を付した。
- ③「違反点数の累計」欄の点数は、処分基準2（3）に基づき、航路単位で違反点数を累計した。
- ④「東京～大島～神津島」航路は令和6年9月25日付の警告で付した違反点数（11点）と、「熱海～大島」航路は令和6年12月6日付の警告で付した違反点数（8点）と累計した。